

# 日本精神保健福祉学会 学会賞要綱

## 第1条(学会賞の意図と目的)

日本精神保健福祉学会(以下、本学会)は、精神保健福祉に関する研究並びに実践活動の推進を図ることを目的として、精神保健福祉に関する研究と実践の一層の発展を図るため、学会員のうちで顕著な研究業績をあげた者の顕彰および若手研究者の研究奨励として本学会誌への投稿の支援を目的とする学会賞を設定する。

## 第2条(学会賞の種類)

本学会の学会賞の目的に照らし、次の賞とする。

1. 学 術 賞——学会員のうちで顕著な研究業績をあげた者の顕彰
2. 学術奨励賞——学会員のうちで研究の発展が期待される若手会員の研究奨励として本学会誌への投稿を条件とする。

## 第3条(審査の対象)

各年度の審査にあたり、その前年(暦年)に公刊された学会員による精神保健福祉領域の研究業績を対象とする。

1. 学術賞については、学術論文等を対象とする。
2. 学術奨励賞については、学術研究集会において優秀な研究発表等を対象とする。

## 第4条(審査の手続き)

本学会賞の審査は、担当理事を含む選考委員で構成する審査選考委員会を置く。

1. 審査選考委員の任期は2年とし、連続3期を越えないものとする。
2. 審査選考委員会は、審査の対象リストを作成して選考する。

## 第5条(授与式)

授与式は、各年度の学会総会において行う。

## 第6条(経費)

学会賞に係る必要経費は、実施事業会計から支出する。

## 第7条(要項の変更)

この要綱を変更するときは、理事会の議決を経なければならない。

## 附則

この要綱は2018年6月16日より施行する。

# 日本精神保健福祉学会 学会賞選考委員会規程

## 第1条(目的)

日本精神保健福祉学会賞要綱(以下、要綱)に定められた事業を推進するために理事会のもと、日本精神保健福祉学会賞選考委員会(以下、委員会)を設置する。

## 第2条(審査事項)

委員会は、要綱に基づいて学会賞の選考に関わる事項を審査する。

## 第3条(選考対象および手続き)

委員会は、要綱に基づいて選考する。

## 第4条(授賞者の決定)

授賞者は、理事会で決定する。

## 第5条(構成)

委員会は、次の委員で構成する。

1. 会長が指名する研究担当理事
2. 理事会が指名する委員 数名

## 第6条(任期)

委員は次の任期とする。

1. 前条第1号の委員の任期は、当該職務の在任期間とする。
2. 前条第2号の任期は2年とし、連続3期を超えないものとする。

## 第7条(委員長)

委員会に委員長を置く。

1. 委員長は互選とし、会長が委嘱する。  
ただし、第5条第1号の委員は、委員長になることはできない。
2. 委員長は委員会を代表し、会議の議長となる。

## 第8条(招集および定足数)

委員長は必要に応じて委員会を招集する。

1. 委員会は、委員の過半数の出席により成立し、議事は出席委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところとする。
2. 委員が欠席する場合、出席する委員に委任することができる。
3. 委員長は必要があると認めるときは、その都度委員以外の者を出席させることができる。ただし、授賞候補者を出席させることはできない。

## 第9条(選考基準)

委員会は、次の項目の基準に基づいて選考する。

1. 研究の目的と意義の明確さ
2. 研究方法の適切さ

3. 独創性・先駆性
4. 記述のわかりやすさと論理性
5. 結論・主張の妥当性
6. 精神保健福祉への貢献可能性

第 10 条(規程の変更)

この規程を変更するときは、理事会の議決を経なければならない。

附則

この規定は 2018 年 6 月 16 日より施行する。